

●申出ができる方の範囲や必要書類

審 判 傍 聽	
申出ができる方	<p>少年の故意の犯罪行為や交通事件（自動車運転過失致死傷）などによって、 (1)被害を受けた方が亡くなった場合 　亡くなった方のご遺族（配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹） (2)被害を受けた方が生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った場合 ①被害を受けた方 ②被害を受けた方の法定代理人（親権者など） ③被害を受けた方が重い病気やけがにより傍聴をすることが難しい場合は、被害を受けた方の配偶者、直系親族、兄弟姉妹</p> <p>*弁護士に依頼して申出をすることもできます。</p>
必要な書類等	<p>①申出をする方の身分証明書（運転免許証、パスポートなど） ②印鑑 *上記のほか、被害を受けた方との関係が分かるもの（戸籍謄本など）や被害を受けた方の診断書など、資料の提示をお願いすることができます。</p>
申出ができる期間	<p>事件が家庭裁判所に送られた後、申出ができます。</p> <p>*家庭裁判所が申出を認めるかどうかの判断をするためには日数がかかることがありますので、審判の傍聴を希望される場合には、お早めにお申し出ください。 *審判期日の間近に申出がされた場合、傍聴ができない場合もありますので、ご注意ください。 *審判の傍聴が認められたかどうかについては裁判所から通知されます（認められた場合は、審判期日も併せてお知らせします。）。</p>
申出手数料	不　　要

※申出書が家庭裁判所に備え付けてありますので、ご利用ください。

少年審判の傍聴を希望される方へ

- 1 少年審判の傍聴をするには、申出が必要です。
- 2 少年審判で見聞きしたことを、正当な理由がないのに他の人に漏らしたり、これを使って関係者のプライバシーを害したりすることは、法律上強く禁じられています。
- 3 事件によっては、審判期日が開かれないで家庭裁判所の手続が終了する（検察官送致決定など）ことがあります。その場合、少年審判の傍聴はできません。

被害を受けた方の声をお聞かせください

家庭裁判所では、被害を受けた方から意見を述べたいという申出がない場合でも、その声を少年審判手続に反映させるため、家庭裁判所調査官が、お気持ちやプライバシー等に十分配慮しながら、書面や電話、あるいは直接お会いしてお話を聞きすることができます。その際はご協力ください。

◎裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) では、「少年事件で被害にあわれた方のための制度」についてご案内しています。また、リーフレット「少年犯罪によって被害を受けた方へ」も併せてご覧ください。

少年犯罪によって
被害を受けた方へ

～少年審判の傍聴について～



家庭裁判所

少年審判傍聴制度について

一定の重大事件については、申出により、被害者やご遺族の方に、少年審判の傍聴が認められる場合があります。

Q1 どのような事件の被害者が審判を傍聴することができるのですか？

A1 少年の故意の犯罪行為や交通事故（自動車運転過失致死傷）などによって被害を受けた方が亡くなってしまったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った事件の被害者等が対象となります（裏面「申出ができる方」欄を参照してください。）。

○故意の犯罪行為の例としては、殺人、傷害致死、傷害などが挙げられます。

※ただし、少年が事件当時12歳に満たなかった場合には、法律により傍聴が認められていません。

Q2 審判の傍聴の申出は、いつまでにすればよいのですか？

A2 傍聴が認められるかどうかの判断をするために日数がかかることがありますので、傍聴を希望される場合はなるべく早めに申出をするようにしてください（審判期日の間近に申出がされた場合、傍聴が許されない場合もありますので、ご注意ください。）。

手続の流れ

(少年事件を傍聴することができる場合)

事件の発生

検察官などから事件が家庭裁判所に送られます。（送致）

家庭裁判所

審判の傍聴の申出

※申出書が家庭裁判所に備え付けてあります。

審判の傍聴が認められるかどうかを裁判官が判断

判断結果の通知

※認められた場合は、審判期日も併せてお知らせします。

審判期日当日（傍聴）

裁判官

家庭裁判所調査官

裁判所書記官

添付人

添付人

添付人

保護者

保護者 少年

Q3 申出をすれば、必ず審判を傍聴できるのですか？

A3 審判の傍聴は、家庭裁判所が少年の年齢や心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれがないと相当と認めるときに許されます。不相当と認める場合には許されません。

なお、審判の傍聴が許された期日であっても、審判の状況によっては審判廷から一時的に退室していただくこともあります。

Q4 傍聴をするのは不安なのですが、だれかに付き添ってもらうことができるのですか？

A4 傍聴をすることに著しく不安や緊張を覚えるおそれがあると家庭裁判所が認めるときは、その不安や緊張を緩和するのにふさわしい方に付き添ってもらうことができますので、家庭裁判所にご相談ください。